

「日光インタープリターツアー」取引条件説明書面・契約書面

ツアー企画：一般社団法人日光市観光協会
日光市今市 717-1
0288-22-1525

ツアー実施：日光インタープリター倶楽部
日光市御幸町 591
0288-54-2496

この書面は、契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

1 日光インタープリターツアー

「日光インタープリターツアー」とは、一般社団法人日光市観光協会の所管する日光インタープリター倶楽部が、お客様からの依頼により、インタープリターツアー（自然ガイド・史跡ガイドツアー）の日程及び内容並びにお客様が当社に支払うべき代金の額を定めた計画を作成し、これによりツアーを実施する契約をいい、お客様は当社と契約を締結することになります。

2 契約の申込み

- (1) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、提出していただきます。
- (2) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者からツアー申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、ツアー開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- (1) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 当社の業務上の都合があるとき。

4 契約の成立時期

- (1) 当社が契約の締結を承諾し、当該申込みを承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。

5 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、ツアー日程、内容、ツアー代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が手配するサービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6 ツアー代金の支払時期

- (1) ツアー代金の額は、契約書面に記載します。ツアー代金は、ツアー催行後、30日以内にお支払いください。

7 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社はツアー代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ツアーの安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、ツアー日程、内容その他、契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由を説明します。

8 契約の解除

(1) お客様から取消料をいただく場合

お客様は、契約書面記載の取消料を支払って、契約を解除することができます。

(2) お客様から取消料をいただかない場合

お客様は、次に掲げる場合において、ツアー開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

① 契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

a ツアーコースの変更

b ガイド人数の変更

② ツアー代金が増額されたとき。

③ 公共的機関の発した情報など客観的な情報から、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、ツアーの安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④ 当社の責に帰すべき事由により、ツアーの実施が不可能となったとき。

⑤ ツアー開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載したサービスを受けることができなくなったとき、または当社がその旨を告げたとき。

9 当社の責任

- (1) 当社は、故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償します。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負うものではありません。

1 0 補償

(1) 当社は、お客様が当ツアー参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命に被った一定の損害について、以下の金額の範囲内において、補償金または見舞金を支払います。

①死亡補償金：285万円

②後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の100%から4%の金額

③入院見舞金：入院日数 1日 2,000円（事故日から180日分が限度）

④通院見舞金：通院日数 1日 1,000円（事故日から180日以内、90日が限度）

1 1 お客様の責任

(1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、ツアー開始後に、契約書面に記載されたサービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社にその旨を申し出なければなりません。

1 2 国内旅行保険の加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なことがあります。これらを担保するため、お客様自身で十分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。

1 3 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用目的

当社は、ツアー申込みの際にご提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいたサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当社では、将来より良いツアーの開発のためのマーケット分析や、当社のツアー等のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 個人情報の第三者への提供

事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び官公署からの要請により、個人情報の提供をする場合があります。

(3) 開示・訂正・利用停止等の手続き

お客様の個人情報の開示、訂正、利用の停止、第三者への提供の停止等をご希望の方は、当社までお申し出ください。その際、お申し出の方が本人であることを証明できるものにより確認させていただいたうえで、速やかに対応させていただきます。当社はお預かりした個人情報に不正確な場合には、正確なものに変更させていただきます。

14 その他

本取引条件説明書面・契約書面に記載のない事項は、別に定めるところによります。

日光インタープリターツアー取消料

区分	取消料
1 ツアー開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降に解除する場合（2～5までに掲げる場合を除く。）	ツアー代金の20%以内
2 ツアー開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（3～5までに掲げる場合を除く。）	ツアー代金の30%以内
3 ツアー開始日の前日に解除する場合	ツアー代金の40%以内
4 ツアー開始当日に解除する場合（5に掲げる場合を除く。）	ツアー代金の50%以内
5 ツアー開始後の解除又は無連絡不参加の場合	ツアー代金の100%以内